

協議事項 2
(即付議議案第 9 号)

- 1 協議事項名
(議案名) 令和 4 年度徳島県公立小・中学校再任用教職員 (校長・副校長・
教頭) 選考審査要綱について

- 2 協議理由
(提案理由) 令和 4 年度徳島県公立小・中学校再任用教職員 (校長・副校長・
教頭) 選考審査を実施する必要があるため

- 3 関係法令
 - ・教育公務員特例法第 1 1 条
 - ・学校教育法施行規則第 2 0 条, 第 2 3 条及び附則
 - ・徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第
2 条第 5 号
 - ・徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規
則第 2 条第 1 号のロ及びニ

令和4年度徳島県公立小・中学校再任用教職員（校長・副校長・教頭）

選考審査要綱

1 対象者

次の(1)(2)(3)のいずれかの要件を満たした者のうち、市町村立小中学校退職時の職務が校長・副校長・教頭のいずれかであり、卓越した企画経営力、管理能力、統率力、人材育成力、判断力を有し市町村教育委員会教育長の推薦を受けた者。

- (1) 徳島県公立小中学校の教職員のうち、令和4年3月31日付で定年退職予定の者（生年月日が昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの者）。
- (2) 徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの者）のうち、25年以上勤続して平成29年4月1日以降に退職した者。
- (3) 徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和32年4月2日から昭和36年4月1日までの者）のうち、現在再任用中の者、又は25年以上勤続して平成29年4月1日以降に退職した者。

2 再任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

3 再任用する職

従前就いていた職を考慮し、校長、副校長、教頭、教諭のいずれかの職に再任用する。

- ① 従前の職が校長の場合、校長、副校長、教頭、教諭のいずれかの職
- ② 従前の職が副校長の場合、副校長、教頭、教諭のいずれかの職
- ③ 従前の職が教頭の場合、教頭、教諭のいずれかの職

4 勤務時間

令和4年度の校長・副校長・教頭として再任用された場合は、週38時間45分（週5日）のみとする。ただし、教諭として再任用された場合は、次のア～カ（オを除く）いずれかの勤務とする。なお、教諭として再任用された場合、配属先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ア 週23時間15分（週3日） | イ 週19時間10分（週2.5日） |
| ウ 週19時間10分（週5日） | エ 週15時間30分（週2日） |
| オ 週28時間45分（週5日再任用事務・栄養職員のみ） | カ <u>週38時間45分（週5日）</u> |

5 出願手続

(1) 提出方法

校長については、本人が必要書類を市町村教育委員会に提出する。

副校長・教頭（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については、校長を通じて必要書類を市町村教育委員会に提出する。

市町村教育委員会は再任用教職員（校長・副校長・教頭）選考審査推薦書を作成し、他の必要書類と併せて、県教育委員会教職員課に提出する。

※現在再任用等で徳島県内の公立小中学校に所属している者は、校長を通じて市町村教育委員会に必要書類を提出すること。

※現在徳島県内の公立小中学校に所属していない者は、退職時に在籍していた市町村教育委員会に問い合わせの上、指定される期日までに必要書類を市町村教育委員会に提出すること。

(2) 受付期間

令和3年11月2日(火) から令和3年11月12日(金)まで(県教育委員会教職員課締切)
※市町村教育委員会への提出期限は、市町村教育委員会の指定する日とする。

(3) 提出書類

<受審者>

ア 令和4年度徳島県公立小・中学校再任用教職員(校長・副校長・教頭)選考審査申込書
(様式第1号)

イ 健康診断書(令和3年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し)

※定期健康診断等がまだ済んでいない場合は、結果が届き次第、市町村教育委員会を通じて提出すること。

ウ 小論文

テーマ

「管理職としてのこれまでの実績と再任用(校長・副校長・教頭)としてのこれからの取組について」

※A4横書き、40文字×35行、1枚に、これまでの学校経営/学校運営等の実践例を具体的に示し、再任用への抱負を記述する。ワープロでの作成も可。

<市町村教育委員会>

受審者から提出された必要書類〔(3)のア・イ・ウ〕及び再任用教職員(校長・副校長・教頭)選考審査推薦書

6 審査日程

令和3年12月6日(月)、7日(火)を予定
(出願者に対して後日連絡します。)

7 審査内容

現職の管理職登用数も含めた全体の管理職登用数を踏まえ、書類及び面接により、再任用教職員(校長・副校長・教頭)選考審査受審者の中から、高度の知識や経験、卓越した企画経営力、管理能力、人材育成力等に加えて、従前の実績及び今後の近隣校管理職への助言等の支援を観点に選考を行う。

(受審者が必ずしも、校長・副校長・教頭として再任用されるわけではありません。)

8 審査結果及び配置について

審査結果については、12月下旬に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

9 その他

この選考審査の手続等についての問い合わせは、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当(電話088-621-3131)へ。

令和4年度 徳島県公立小・中学校再任用教職員（校長・副校長・教頭）
選考審査申込書

徳島県教育委員会 様

令和 年 月 日

令和4年度徳島県公立小・中学校再任用教職員（校長・副校長・教頭）選考審査を申し込みます。

所 属	小・中		職 名	
再任用時に希望する職	1 校長 2 副校長 3 教頭 ※希望する職すべてを○で囲むこと。			
生年月日	昭和 年 月 日生	氏 名	ふりがな	
年 齢	令和4年4月1日現在 ()歳	名		
現住所	〒 - ☎ ()			
令和4年4月以降の住所	※現住所と相違する場合のみ記入すること。			

*写真貼付
最近6か月以内
撮影のもの
上半身・脱帽・
正面向き
縦4cm×横3cm

健康状態	1 良好 2 やや不良 3 病弱 ※2, 3に該当の場合は、下に傷病名等を記入すること。			
	既往症・持病等病名		療 養 期 間	
			自 年 月 至 年 月 自 年 月 至 年 月	
資格免許 (運転免許も記入)	取得年月日	資格・免許の種類	取得年月日	資格・免許の種類
教諭としての再任用の希望の有無	管理職として任用されない場合、教諭としての再任用を 1 希望する 2 希望しない ※1, 2いずれかに○をつけること。			
教諭として再任用された場合に希望する勤務形態	() A フルタイム勤務（週5日〈1日7時間45分〉）：1週間当たり38時間45分 () B 短時間勤務 ※希望する勤務形態に○をつけること。 ※ただし、勤務形態の決定は県教育委員会が行い、希望に添えない場合がある。			
希 望 市 町 村	第1希望() 第2希望() 第3希望() ※第3希望まで記入すること。			
希 望 校	第1希望() 第2希望() 第3希望()			
その他の希望・意見等				

《関係法令》

○教育公務員特例法

第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員 (採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）並びに教員の採用（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

○学校教育法施行規則

第一章 総則 第二節 校長、副校長及び教頭の資格

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年

法律第七十四号) 附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。) において教育を担当する者の職
リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職
ヌ 外国の官公庁におけるりに準ずる者の職
二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第二十二條 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

第二十三條 前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

附 則 (平成元年三月二二日文部省令第三号) 抄

- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
- 4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状)」とする。
- 5 この省令の施行の際現に校長又は教員(学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。)である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。
- 6 前二項の規定は、副校長及び教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十三条において準用する同令第二十条第一号の規定の適用について準用する。

○徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(教育長に対する委任)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- 五 学校その他の教育機関の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。)の任免その他の人事に関すること。

○徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則
(教育長の専決事項)

第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号)第二条第一項に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決させるものとする。

- 一 次に掲げる職員の任免その他の進退(懲戒及び分限(降任又は免職)を除く。)を行うこと。
 - ロ 県立学校職員のうち校長(校長に他の学校の校長を兼任させる場合及び職員に校長事務取扱を命ずる場合を除く。)以外の職員
 - ニ 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(第二号において「県費負担教職員」という。)のうち校長(校長に他の学校の校長を兼任させる場合及び職員に校長事務取扱を命ずる場合を除く。)以外の職員